

本庁舎の解体対応について

質問（印南好男議員） 本庁舎の解体の方向性についてお伺いします。

答弁（市長） 東日本大震災により市役所本庁舎は被災をし、現在使用していませんが、一方本庁舎北側及び別棟議会議場は安全性を確認し、現在建設部各課、財政課、生活環境課及び議会事務局等において使用を継続しています。また、本庁舎北側の一階には電算処理のサーバー室や変電室があり、当面そのまま使用せざるを得ない状況にあります。



雇用対策事業は学校運営にも生かされています

危険な建物をいつまでもそのまま放置しておくつもりはありませんが、大変苦慮しているところであり、本庁舎解体には多額の工事費が見込まれるため、現在業者に解体費用の積算を依頼しているところであり、仮に本庁舎を解体し、電算処理のサーバー室や変電室の移転を実施しますと、大規模な工事となり、議会棟及び南別館をそのままに継続して使用する場合でも、電気配線の移転や迂回工事が別途必要となつてきま

雇用対策について

質問（中川雅之議員） 雇用対策の本市の現状と今後の取組み及び、緊急雇用対策とふるさと雇用対策の今後の取組みについて伺います。

答弁（産業文化部長） 本市は雇用創出総合対策本部を平成十四年に設置し、雇用の創出に必要な施策を実施してきました。

現状としては、平成二十三年度に二十四件、事業費二億四千五百九十五万三千元、雇用人数百七十五人の雇用創出総合対策本部事業を実施しているところであります。

今後の取組みとして、平成二十四年度に二十一件、事業費二億八千六百九十五万九千円、雇用人数百九十五人の事業を計画しております。そのうちの十件、概算事業費九千六百万円、雇用人数六十六人を緊急雇用創出事業として実施出来るように県に要望しております。

緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業は、雇用情勢の急速な悪化に対応するために平成二十一年度から平成二十三年度までの実施期間で計画された補助事業です。ふるさと

と雇用再生特別基金事業は平成二十三年度で終了となりますが、一部は緊急雇用創出事業に移行するもの、委託事業として継続し市の単独補助で移行するものがあります。

緊急雇用創出事業は、東日本大震災による被災地の経済活動の停滞が、国内の企業活動や国民生活に影響を及ぼしていることから、一年間延長され平成二十四年度においても実施可能となりました。

す。さらには、水道、インターネットケーブルの移設工事、冷暖房工事等の実施も必要となつてきます。これらの財政負担を考えると、早急な本庁舎の解体は市費負担が大きくなることと予想されます。

また、市庁舎整備等検討委員会より市役所本庁舎の建設に当たっては、現在の敷地に建てかえることが望ましいという答申をいただいていることから、補助制度や財政制度を有効に活用しながら、新庁舎の建設に合わせ解体するの一つの方法であると考えています。



市民の皆さまにご不便をおかけしております